

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本シンポジウムは、県民の防災意識の醸成等を図るものであり、その効果を最大限発揮させるためには、以下の3点を一体的に行うことを必要とする特殊な業務である。 (1) 防災における「自助（県民自身による事前の備え）」の重要性に鑑みれば、シンポジウムの事前告知については、防災に関心の薄い一般県民を含め、県内全域を対象に、効果的に行う手段を有すること (2) 県民のより積極的な参加促進及び行政との官民連携促進にも資する防災関連企業の協力や、PRブース出展に関し、有数企業とのコネクション及び運営ノウハウを有すること (3) 近年、一般県民を対象とした類似の防災イベントを実施若しくは行政から実施を受託するなど、防災イベントを効果的・効率的に運営できるノウハウを有すること 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 契約の相手方とする岐阜新聞社は、県内第2の販売シェアを有する日刊地方紙であり、新聞広告によりイベント開催を広く県内に告知できる手段を有する者である。 また、昨年9月に当相手方が主催したシンポジウムにおいて、イビデン、NTT西日本、JT、損保ジャパンなどの有数企業からの参加者確保及び具体的な協賛・出展を取り付けた実績を持つなど、防災関連企業とのコネクション及びブース出展の運営ノウハウを十分に有する者である。 さらに「災害から命を守る岐阜県民運動」当初より、本県の防災関連記事の定期掲載、県防災イベントの受託を行うとともに、昨年9月には、本業務と類似したテーマ・内容・規模によるシンポジウムを成功裏に開催する実績を持つなど、当該イベントを効果的・効率的に運営できるノウハウを有する者である。 以上により、岐阜新聞社は、本業務に必要な特殊性を一体的に有する唯一の業者である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。